

第九回 参議院農林委員会会議録 第十二号

(一七〇)

昭和二十九年三月二日(火曜日)午後一時五十二分開会
出席者は左の通り。

委員長
理事
委員
官本 邦彦君
森田 豊壽君
清澤 俊英君
戸叶 武君
雨森 常夫君
川口 爲之助君
佐藤清一郎君
重政 康徳君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 横田 太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
東 隆君
鈴木 一君

政府委員
農林省務次長 奥野 誠亮君
農林省務次長 平野 三郎君
農林省務次長 寺内 祥一君
農林省務次長 前谷 重夫君
農林省務次長 安樂城敏男君
常任委員 会専門員 白石 正雄君
常任委員 会専門員 倉田 吉雄君
事務局側 説明員

○厚生委員会に対する申入れの件
○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農林政策に関する調査の件
(耕業に関する件)
(農林業関係税制改正に関する件)
(蚕糸関係の件)

○理事(森田豊壽君) それでは只今から委員会を開きます。
先ずお詔りをいたします。前回の委員会におきまして、清掃法案の取扱いましたので、お手許にお配りしました案文のように厚生委員長に申入れる方につきまして委員長にお任せを願い方につきまして御協議願いたいと存じます。速記を止めて。

[速記中止]

○理事(森田豊壽君) 速記を始めます。清掃法案に関する申入れをいたしまして

日下貴委員会において御審議中の「清掃法案」について、御承知の通り、我が国の農業は、古くからその慣行

上、或いは都市衛生の要請によって、相当多量の都市廃棄及び塵芥等を利用し、その供給を前提として農業生産及び農家経済の現状を維持している現実にあるに鑑み、本法、特に第十二条及以上第十四条の運用に当つては、厚生、

農林両当局において十分協議を遂げ、

完全な了解の下にこれを実施し、農業上支障を来たすことのないよう、遺憾なく御措置願いたく、右当委員会の総意を以て申入れます。
これは参議院厚生委員長宛で我が参議院の農林委員会としまして申入れる法律文であります。今朗説いたしまして通り申入れまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(森田豊壽君) 全員御異議ないようですから、さよやく決定いたします。

○理事(森田豊壽君) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る二月二十二日内閣から閣法第四十五号を以て予備審査のため提出され、即日当委員会に付託されました。政府は、このため現行法における一般会計からの出資金二百五億九千三百万円に加え、新たに二十九年度において九十五億円を出資することとなつた次第であります。

本法律案は、去る二月二十二日内閣から閣法第四十四号を以て予備審査のため提出され、即日当委員会に付託せられたものであります。

先ず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(平野三郎君) 只今提案せられました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

我が國食糧自給悪勢確立の一翼を担う全国十五万の開拓者は、日夜その農業經營の確立に努力しているのであります。政府は、これらの開拓者に対し、農機具、家畜等營農の基本資金は開拓者資金通帳を以て直接融通してい

ます。政府は、これらの開拓者に対する融資を増大する短期営農資金金融通の方途として、昭和二十八年七月、開拓融資保証法を施行すると共に、保証基金として一億円を中央開拓融資保証協会に對して出資し、營農資金の円滑な導入を図つて來たのであります。

この融資保証制度に対し、開拓者並びに都道府県は異常に熱意を示し、又

資金需要の増大に伴い、開拓者及び都道府県の出資も漸次増加しつつあります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

以上がこの法案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○理事(森田豊壽君) 本法案の審議は

しても時宜に応じて融資を行なつて参考された次第であります。

二十九年度における同公庫の貸付計画は、別に予算案に計上いたしました

通り、総額二百二十五億円を予定して

おり、これに見合った資金源といたしましては、一般会計からの出資九十五億円、資金運用部からの借入れ百五億円、既貸付金の回収二十五億円を充て

る計画としているのであります。

このため現行法における一般会計からの出資金二百五億九千三百万円に加え、新たに二十九年度において九十五億円を出資することとなつた次第であります。

本法律案は、去る二月二十二日内閣から閣法第四十五号を以て予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。

先ず提案の理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(平野三郎君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

我が國食糧自給悪勢確立の一翼を担う全國十五万の開拓者は、日夜その農業經營の確立に努力しているのであります。政府は、これらの開拓者に対

し、農機具、家畜等營農の基本資金は開拓者資金通帳を以て直接融通してい

ます。政府は、これらの開拓者に対する融資を増大する短期営農資金金融通の方途として、昭和二十八年七月、開拓融資保証法を施行すると共に、保証基金として一億円を中央開拓融資保証協会に對して出資し、營農資金の円滑な導入を図つて來たのであります。

この融資保証制度に対し、開拓者並びに都道府県は異常に熱意を示し、又

資金需要の増大に伴い、開拓者及び都道府県の出資も漸次増加しつつあります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

以上が改訂法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速

かに御可決あらんことを御願いいたしました。

○理事(森田豊壽君) 本法案の審査も後日に譲ります。

○理事(森田豊壽君) 次に、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る二月二十三日内閣から閣法第五十号を以て予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。

先ず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(平野三郎君) 農産物検査法の一部を改正する法律案につきましては、農産物検査手数料の納付は、新たに農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙を以てしなければならないことといたす点であります。第二点として、農産物検査手数料の納付は、新規に農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙を以てしなければならないことは、農林大臣は、農産物検査印紙の売捌人を選定して、その売捌の業務を委託することができます。第三点といたしましては、以上に伴う関係法令の改正として、農産物手数料を支払うものといったす点であります。第四点といたしましては、以上に伴う関係法令の改正として、農産物検査印紙の売捌に関する規定を設けるため、印紙をもつてする歳入金納付に追加するため農林省設置法にそれぞれ所要の改正を加える点であります。

○政府委員(平野三郎君) 砂糖の問題についてお尋ねになります。只今河野委員から御質問を仰いましたが、私はこの点だけでも一つお漏らし頂ければ大変結構であります。

○政府委員(平野三郎君) 実はこの点につきましては、まだ政府部内において協議しておるという段階であります。

○政府委員(平野三郎君) 何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決を譲りたいと認められます。

○政府委員(平野三郎君) 以上簡単でありますが、提案理由及び法案の骨子の概要を申上げました。

○政府委員(平野三郎君) 何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決を譲りたいと認められます。

○政府委員(平野三郎君) 以上簡単に述べましたが、提案理由及び法案の骨子の概要を申上げました。

○政府委員(平野三郎君) 以上簡単に述べましたが、提案理由及び法案の骨子の概要を申上げました。

次に本法案の骨子につきまして御説明申上げます。先ず第一点といたしましては、農産物検査法の一部を改正する法律案を提案いたしました。次に本法案の骨子につきまして御説明申上げます。先ず第一点といたしましては、農産物検査法の一部を改正する法律案を提

出されまして、一応目先の砂糖価格につきましては或る程度、安定とは行きませんけれども、多少の下落はある

とされていますが、どうでしよう。例えれば砂糖の輸入等をやるといふお考

が発表されまして、砂糖価格が発表されましても、一応目先の砂糖価格につきましては或る程度、安定とは行きませんけれども、多少の下落はある

とされていますが、どうでしよう。例えれば砂糖の輸入等をやるといふお考

て承知しておるのでありますから、基本的な将来の問題について何かお考

ら、基本的な将来の問題について何かお考

れに関連するいろいろな問題の派生をなくするという方向に持つて行くのがいいのではないかというふうに、私個人としては考えておりまして、今い

るところの協議をいたしておる段階でござります。

○河野謙三君 非常にまあ率直な御答弁を頂いて有難うございました。要するに、これだけははつきり政務次官は沙糖全体の将来の問題としては、現行制度におきましては絶対に砂糖価格の安定は期し得られない、こういうことは政府もよく御承知のはずであります。我々委員会としても、その点に関しては、農林大臣は、農産物検査印紙の売捌人を選定して、その売捌の業務を委託することといたす点であります。第二点として、農産物検査手数料の納付は、新規に農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙を以てしなければならないことは、農林大臣は、農産物検査印紙の売捌人を選定して、その売捌の業務を委託することができます。第三点といたしましては、以上に伴う関係法令の改正として、農産物手数料を支払うものといったす点であります。第四点といたしましては、以上に伴う関係法令の改正として、農産物検査印紙の売捌に関する規定を設けるため、印紙をもつてする歳入金納付に追加するため農林省設置法にそれぞれ所要の改正を加える点であります。

○河野謙三君 砂糖の問題につきましては、過日農林省が取りあえずの措置として、手持の甜菜糖の払下、又台湾

が発表されまして、一応目先の砂糖価格につきましては或る程度、安定とは行きませんけれども、多少の下落はある

とされていますが、どうでしよう。例えれば砂糖の輸入等をやるといふお考

が発表されまして、砂糖価格が発表されましても、一応目先の砂糖価格につきましては或る程度、安定とは行きませんけれども、多少の下落はある

とされていますが、どうでしよう。例えれば砂糖の輸入等をやるといふお考

府管理、価格統制の用意というような考え方をどういう構想でこれを進めておいでになるか。ただ農林省だけで政務次官を中心にしてこそ、と御相談になつてはいるのか、それとも経審等を中心にして御検討になつてはいるのか、その点を一つ先ず明らかにしておいてから、いろいろのお話を承わつたばかりが、私どもが受取る上に非常な効果があると思う。ということは、只今までの自由党とし、現吉田内閣としての經濟政策としてのお考え方から行けば、こういうよろなことはちよつと考えられないと思うのですが、統制等のことには、通転することは、ただ言い逃れで、農林省のほうじやちよつとこういふことを考えて、なあく／＼我々承服できないので、もつとこれくらいの構想を一つはつきりいたして頂きたい。

○政府委員(平野三郎君) 政府部内の関係についてのお尋ねでござりまする

が、これは勿論農林省において考えておるところではなくして、政府といふたしましては事務的に申上げまする

と、經濟審議会を中心としたましまして、砂糖のみならず、外貨割当全体の立場から検討を進めておる、そのうち

に砂糖も重要な一環として入つておるといふことでござります。なお又、自

由党として統制の方向へ持つて行くこと

は如何であるかというよろな点もございましたけれども、これはもう自由

党は決して自由放任経済を称えておるわけではないので、必要なものにつてはどし／＼計画統制方式をとる

といふことでありまして、すでに御審議を願つておりまする肥料の問題にいたしましても、又近く御審議を願わんといたしておりまする生糸の問題等についても、すべて計画的方向に

たしましても、すべて計画的の方向に進んでおるわけでござります。あれ

にて砂糖のみを統制するということによつて、自由党としておかしいぢやないかといふことにならないと、かよう

に改正して出直すということでありま

すが、そこで一つ残る問題は、政務次官御存じのように、農林省で、聞くと

ころによると、年間に砂糖は国内消費は百五十五トンとか、せん／＼百五十万ト

ンだと言われますけれども、現在国内の精糖設備といふものは現に二百五十五

万トンになつておる。立ちどころに三百

万トンになつておる。立地などによつて、この過剰設備が単に製糖業者

の見込違いである、製糖業者の負担であります。こういうふうな過剰設備の問

題は一体どういうふうに今後処理され

ますか、この過剰設備が単に製糖業者の見込違いである、製糖業者の負担であります。こういうふうな過剰設備の問題

は、この過剰設備といふものは結局この過剰設備といふものであります。この過剰設備といふものは全部私は一般の砂糖消費者が背負わなければならんと、こういふ

う結果になると思う、過剰設備の善後処理につきましてはどういうふうな

ことをお考えになつておるか。これは

いうものは加工貿易として可能性がございませんか。

○河野謙三君 加工貿易の将来につき

ましては全然見込みがなくもない、又

それに努力をすると、こういうことであ

りますが、結局今の御答弁を要約す

けでございます。

○河野謙三君 加工貿易の将来につきましては全然見込みがなくもない、又

それに努力をすると、こういうことであ

りますが、結局今の御答弁を要約す

けでございます。

○政府委員(前谷重夫君) 設備の点につきましては、我々も過剰設備になら

ないようなどいふことで警告は発しておるわけですが、御承知のよ

うに現在の状態といたしましては、そ

れぞれ自己の採算におきましてその設

備の改良と個々の企業の立場においておらぬい状態でございますので、これ

を端的に停止せしめる方法といふこと

はないとおぼえますので、只今

河野委員のお話のありましたように、

本年度におきまして、今後の増設につきましてはこれを一年間ストップする

まつたわけでございますが、御承知のよ

うことで行政面の措置を講じたわけ

の設立は相当の期間を要しますするの

で、相当長期に亘りまして從来から進めて參つたわけでございますので、そういう点等も考慮いたしまして措置をいたしました以後におきましての問題として、これを処理いたして參りたいというふうに考えておるわけでございまして、やはり相当の期間それによつて計画をして進めて參つたという、この現実の問題に対しましては、行政面におきましても、その点を考慮いたさなければなりませんので、そういう措置をとつたわけでござりますので、その点を一つ御了承頂きたいというふうに考へるわけあります。

○河野謙三君 私は食糧府長官に向つて今一応ものを言つておるけれども、私は本当にものを言つておるのは食糧府長官に言つておるのじやない。これは平野さんよく聞いておきなさい。これは自由党にものを言つておる。政務をやつておる政府にものを言つておる。これは決して行政官が今のよう過剰設備を是認して今日まで来たわけぢやないのです。私が承知しておるところでは、例えはこれは世間の噂なんですから責任は持ちませんが、これは告訴なんかされちゃ困りますけれども、噂ですから申上げますけれども、名古屋精糖という会社には池田さんが関係的人が大変入つておるそですよ。その名古屋精糖が現在神戸に工場を作つておる。それが何か今月出来上がるそうですよ。その出来上るので、特に設備の切る時期を本年の三月まで延ばしたものだらうというようなことで、特に設備の切る時期を本年の三月まで延ばしたものだらうといふことです。これは少し邪推かも知らんけれども、そういう噂さえあるのですよ。これは要するに長官でどう

にもならんことであつて、まあ平野さんも政務次官にもうちつと過去についておいて、又平野さんは私の知つておる範囲では砂糖のことには余り御関係がないとして、いろいろに考へておるわけでございまして、やはり相当の期間それによつて計画をして進めて參つたという、この現実の問題に対しましては、行政面におきましても、その点を考慮いたさなければなりませんので、そういう措

置をとつたわけでござりますので、その点を一つ御了承頂きたいというふうに考へるわけあります。

○河野謙三君 私は食糧府長官に向つて今一応ものを言つておるけれども、私は本当にものを言つておるのは食糧府長官に言つておるのじやない。これは平野さんよく聞いておきなさい。これは自由党にものを言つておる。政務をやつておる政府にものを言つておる。これは決して行政官が今のよう過剰設備を是認して今日まで来たわけぢやないのです。私が承知しておるところでは、例えはこれは世間の噂なんですから責任は持ちませんが、これは告訴なんかされちゃ困りますけれども、噂ですから申上げますけれども、名古屋精糖という会社には池田さんが関係的人が大変入つておるそですよ。その名古屋精糖が現在神戸に工場を作つておる。それが何か今月出来上

る。これは決して行政官が今のよう過剰設備を是認して今日まで来たわけぢやないのです。私が承知しておるところでは、例えはこれは世間の噂なんですから責任は持ちませんが、これは告訴なんかされちゃ困りますけれども、噂ですから申上げますけれども、名古屋精糖という会社には池田さんが関係的人が大変入つておるそですよ。その名古屋精糖が現在神戸に工場を作つておる。それが何か今月出来上

る。これは決して行政官が今のよう過剰設備を是認して今日まで来たわけぢやないのです。私が承知しておるところでは、例えはこれは世間の噂なんですから責任は持ちませんが、これは告訴なんかされちゃ困りますけれども、噂ですから申上げますけれども、名古屋精糖という会社には池田さんが関係的人が大変入つておるそですよ。その名古屋精糖が現在神戸に工場を作つておる。それが何か今月出来上

る。これは決して行政官が今のよう過剰設備を是認して今日まで来たわけぢやないのです。これは製糖会社には非

常温情であるけれども、国民には決して温情な政治じやありませんよ。國民に温情なる政治をやつてもらわなければなりません。これは要するに長官でどう

にもならんことであつて、まあ平野さんも政務次官にもうちつと過去についておいて、又平野さんは私の知つておる範囲では砂糖のことには余り御関係がないとして、又知つておられないであります。おられないであります。しかし、政務次官になられた以上は、過去に遡つて砂糖の今日までの行政の経過を調べられて、一体行政官が悪かつたのか、それとも背後の政党が悪かつたのか、そこらをお調べになつてそらして根本策を立てて頂かんと困る。伺いますように、輸出はもう殆んど見込みはないのだから、又ないでしよう。パートーで持つて来た高い原料を使つて、そらして国際価格に合せるなんということはこれ

はもうとんでもないことであつて、で

きつこない。でありますから、どうして來たこの砂糖につきましては過剰設備の問題を根本的に処理しなければいけません。今製糖会社が折角工事を始めているものであるから、それを認めなければいかんとおつしやいますが、そ

うのですが、引けなければ引けないと

いう理由を私は伺いたいと思う。

○政府委員(平野三郎君) 河野委員の御指摘通り、私は全く同感に存じております。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進めるということは砂糖がお話をのように非常な過剰設備になつておるということはまあ事実であります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進める

ことがあります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進める

ことがあります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進める

ことがあります。併しこれは終戦後の日本経済の復興途上において、或る程度自由な立場からこれを進める

の状況によつては当然起つて参るといふふうに考えておるわけでござりますが、御指摘の点につきましては、我々としてもそういう点について、今後更によつて十分注意して参りたいといふふうに考えております。

に菓子協同組合とか、いろいろの方面からありますけれども、ああいう要望のあることは当然でありますがあの通りやるということに対しても、果して的確にこれが正常に消費者のほうに添えて行くかどうかということについては多分に疑問があるというふうに、私素人ながら考へて、先ほど申上げましたように、どうしてこれはこの際政府が一手に買取るようにして、入札で処分するというような方向に行くことが一番いいんじやないかということを感じるに至つたのも、そういう点がかかるわけであります。やはり将来の計画を立てますためには、過去の実績を再び検討するということが必要でありますので、この際早急に今までの砂糖行政の内容を厳密に精査いたしまして、そうして御意旨に則つて、この地盤固たる決心で一大刷新をやるよういたしたいと存じます。

い、シンハである限り……。だけれども、そういうことさえも伝わつておるときでありますから、本当にいつ選舉があるか知れんけれども、自由黨の勢拡張のために、あなたが勇気を振って砂糖の過去に遡つて全部洗い出すといふことだけでも、これはあなたの手によつて自由党の代議士の十人や十五人

私に向ひておる組合員個々の名において取つたものは組合員個々まで行かなければならん、私はそういうことを断定するくらいの資料を持つておる。併しあなたは御調査の結果、組合の構成を調べると同時に、過去における砂糖の払下げたものなどはどこまですつと占めておるかといふ

にいたさなければなりませんが、然ら
ばと言つて、今四千万円というお話を
ありましたが、そういうこともやはり
今までやつておりましたような方式の
ために起る弊害もあるわけでございま
す。そういう点は入札という方法をと
れば防ぐことができるわけでございま
す。
○もつとまともう一歩を真重に勘

い、シンハである限り……、だけれども、そういうことをそもそも伝わつておるときでありますから、本当にいつ選舉があるか知れんけれども、自由黨の党勢拡張のために、あなたが勇気を振るって砂糖の過去に遡つて全部洗い出すといふことだけでも、これはあなたの手によつて自由黨の代議士の十人や十五人は必ず出ますよ。そういう意味合によつて、一つこれは愛党の精神から言つても、これだけでも、私は本当にこれは冗談話じやうつて自由黨の代議士の十人や十五人が、愛党の精神から言つても、これが砂糖に国民が疑いを持つておる。四千万円の問題でさえもまことにしまで、だと言ひ切れない節もあるのでありますから、これは一つ是非今まで言葉通り、本当に私は党のためよ。これはあとであなたと座談でで話をしましよう。とにかくそりういう間も、勿論国家のためにもやつてもらいたいと、こう思います。

私に向ひておる組合員個々の名において取つたものは組合員個々まで行かなければならん、私はそういうことを断定するくらいの資料を持つておる。併しあなたは御調査の結果、組合の構成を調べると同時に、過去における砂糖の払下げたものなどはどこまですつと占めておるかといふ

にいたさなければなりませんが、然ら
ばと言つて、今四千万円というお話を
ありましたが、そういうこともやはり
今までやつておりましたような方式の
ために起る弊害もあるわけでございま
す。そういう点は入札という方法をと
れば防ぐことができるわけでございま
す。
○もつともう一、二点を真重に勘

利は聞いておる。兼合員も私を組合員個々の名において取つたものは組合員個々まで行かなければならん。私はそうならないことを断定するくらいの資料を持つておる。併しあなたは御調査に、過去における砂糖の払下げたものにはどこまでずつと占めておるかといふことをついでに調べて、いつかの機会に一つ出して下さい。

○河合義一君 只今河野委員のお話をありましたがあつたが、四千万円の件については、政務次官と河野委員とが控室で合つたのだということをございましたが、私は参考のために一つはつきりここに知りたいのですが、控室でなくしての席上で一つお願ひいたします。もう一つ申上げたいのは、政府が粗糖を入しまして、入札を以て各会社にこれを渡すと、そういう場合には力の強弱で、その点はよく考えて頂いて、その度を布かれるという行政の方法をして、砂糖の価格が高騰するといふうな虞れがないのでありますか。

○政府委員(平野三郎君) 今のおどりは、将来どうするかということで、日下検討を進めておるわけで、まだ正式の最終意見に到達したわけございません。従つてどういふふたなるかという点について、まだ正確答を申上げる段階ではございませんが、お話のように入札といふ方法を採用する場合においては、一面力あるかという点について、まだこのものがこれで独占して買うのであるの高騰を来たすという場合もある

にいたさなければなりませんが、然ら
ばと言つて、今四千万円というお話を
ありましたが、そういうこともやはり
今までやつておりましたような方式の
ために起る弊害もあるわけでございま
す。そういう点は入札という方法をと
れば防ぐことができるわけでございま
す。
○もつともう一、二点を真重に勘

にいたさなければなりませんが、然ら
ばと言つて、今四千万円というお話を
ありましたが、そういうこともやはり
今までやつておりましたような方式の
ために起る弊害もあるわけでございま
す。そういう点は入札という方法をと
れば防ぐことができるわけでございま
す。従つてまあそういう点を慎重に勘
察いたしまして、遺憾のないよう^に処
置いたしたいと存じます。

によつては当然起つて参るといふに考えておるわけでござります。指摘の点につきましては、我々もそういう点について、今後更に設備を増設するということのないように十分注意して參りたいといふ考へております。

ありますけれども、ああいう要望があることは当然であります、あのやりやることに對して、果して確にこれが正當に消費者のほうに流れて行くかどうかということについて多くに疑問があるというふうに、私たなながら考えて、先ほど申上げました一番いいんじやないかということをよろしく検討するといふことが必要でありますので、この際早急に今までの砂糖課分するというような方向に行くことをやつておられる。私も御承知のよろしく御断固たる決心で一大刷新をやるよろしくいたしたいと存じます。

い、シバである限り……。だけれども、そういうことさえも伝わつておるときでありますから、本当にいつ選舉があるか知れんけれども、自由黨の党勢拡張のために、あなたが勇氣を振るつて砂糖の過去に遡つて全部洗い出すことが、あるか知れんけれども、自由黨の党勢拡張のために、あなたが勇氣を振つて砂糖の過去に遡つて全部洗い出す。いうことだけでも、これはあなたの手によつて自由黨の代議士の十人や十五人は必ず出ますよ。そういう意味合いにおいて、一つこれは愛党の精神から言つても、これも、私は本当にこれは冗談話じやない。愛党の精神から言つても、これだけ砂糖に国民党が疑いを持つておる。四千万円の問題でさえもまことに、私が出ておる。併しこれは私は嘆だ思ふ、デマだと思うけれども、全然マだと言ひ切れない節もあるのでありますから、これは一つ是非今までお言葉通り、本当に私は党のためも、勿論国家のためにもやつてもらいたいと、こう思います。

私に聞いておる結果、河野委員の件は組合員個々の名において取つたものは組合員個々まで行かなければならん、私はそう書いてないことを断定するくらいの資料を持つておる。併しあなたは御調査の結果、組合の構成を調べると同時に、過去における砂糖の払下げたものはどうまでづと占めておるかといふことをついでに調べて、いつかの機会に一つ出して下さい。

○河合義一君 只今河野委員のお話ありましたが、四千万円の件については、政務次官と河野委員とが控室で合うのだということございましたが、私は参考のために一つはつきりここに知りたいのですが、控室でなくしての席上で一つお願ひいたします。も一つ申上げたいのは、政府が粗糖を入しまして、入札を以て各会社にこれを渡すと、そういう場合には力の強い会社が又利益を壟斷することになりますから、砂糖の価格が高騰するというふうな虞れがないのでありますようが、その点はよく考えて頂いて、どうも一度を布かれると、行政の方法をとられるのでしたら、十分御考慮にならねば要があると思うのですが、その点は何でございましょうか。

○政府委員(平野三郎君) 今のおは、将来どうするかということで、下検討を進めておるわけで、まだ正式の最終意見に到達したわけございません。従つてどういうふくなるかという点について、まだ正確答を申上げる段階ではございませんが、お話をのように入札という方法をりまする場合においては、一面力いものがこれを独占して買うのであるの高騰を来たすという場合もある

にいたさなければなりませんが、然ら
ばと言つて、今四千万円というお話を
ありましたが、そういうこともやはり
今までやつておりましたような方式の
ために起る弊害もあるわけでございま
す。そういう点は入札という方法をと
れば防ぐことができるわけでございま
す。従つてまあそういう点を慎重に勘
察いたしまして、遺憾のないよう^に処
置いたしたいと存じます。

いしたいことは、先ほどからも問題になつておりますが、すでにドルの割当で粗糖の輸入は制約せられて、それが入つて来てまあ一〇〇%の消費量に達しておらない。而もだん／＼その量も手持ドルの関係上減つて来るのじやないか、リンクか何かで辻褄を合して行こうといふことを、窮屈さを抱えられているのですが、今まででも清算取引といふものが自由経済の最後の成果であると私は考へてゐるが、そういうものも許されている。従つてそういう情勢になれば、先づこういう清算取引なるものは無用の長物であると、こう考へられるが、思惑をやりましたり、買占めをやつたりする道具に使われるで、決して正常なもので下に通ずるものではないが、そういうものが、あなたはここに基本的な統制が行われておられます際に、そういう清算取引がありますことは、砂糖行政をお取扱いになつておる農林省関係としてはどういふうにお考へになつては、こうしてこれがどうしても必要なかどうか。必要でないが商工省やその他の力に押されて止むなくやつてゐるが、実際に農林行政の上から見ましても、こうなつておるか、どつちか一つ御意見を伺いたい、こう思うのです。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の御指摘の砂糖の取引所の問題であります。これはまあ清澤さん御承知のように、砂糖が戦前におきましての自由取引の場合においては取引所があつたわけでございますが、戦時及び戦後におきますように、砂糖が戦前におきましての自由取引の商品の取引所はないのでございました。二十七年に砂糖の配給統制が解け

ますと同時に、これは流通機構が自由化されまして取引所が過当の価格が立たれて、その基準の価格が、これはまあ流通統制のない時代におけるなんということは先ず恐らくはあるなんといふうに思はれますが、これはまあ流通統制のない時代におきましては、これは一つの価格安定の基調になるわけでござりまするの急転回いたしまして、配給統制に入ることになりますと、御指摘のように、現在の取引所の清算取引というものが必要かどうか、価値があるかどうかといふことは、これはまあ再検討をいたさなければならないと思います。

○清澤後英君 この清算取引が配給統制がとれて、その後の情勢としては必要でないだと言われるが、粗糖の輸入はまだ存在しておるでしょう。そこに問題があつたわけです。だからこのたびの値上がりなどを主にやりましたのは、結局すればこの清算取引の相場が上つて來た。最初はまだ気が付かないうちに、政府の動き或いは外貨がどうだとか、こうだとかといふような問題になつておるが、少しも正常な安定を中心にして砂糖が不足して來るといふので、上げて來たのは清算取引が中心になつて、その清算取引が弊害になつたと思うが、少しも正常な安定を維持を投げ出したり、或いは急に砂糖を入れやしないかといふような様相が現れますれば、一時これは警戒しろといふようなことで、ちょっと今下押しまあ今度は骨っぽく出やしないか、手で持て投げ出したり、或いは急に砂糖を清算取引の仕事であります。実際今皆

ますと同時に、これは流通機構が自由化されまして取引所が過当の価格が立たれて、その基準の価格が、これはまあ流通統制のない時代におけるなんといふうに思はれますが、これはまあ流通統制のない時代におきましては、これは一つの価格安定の基調になるわけでござりまするの急転回いたしまして、配給統制に入ることになりますと、御指摘のように、現在の取引所の清算取引というものが必要かどうか、価値があるかどうかといふことは、これはまあ再検討をいたさなければならないと思います。

○清澤後英君 この清算取引が配給統制がとれて、その後の情勢としては必要でないだと言われるが、粗糖の輸入はまだ存在しておるでしょう。そこに問題があつたわけです。だからこのたびの値上がりなどを主にやりましたのは、結局すればこの清算取引の相場が上つて來た。最初はまだ気が付かないうちに、政府の動き或いは外貨がどうだとか、こうだとかといふような問題になつておるが、少しも正常な安定を中心にして砂糖が不足して來るといふので、上げて來たのは清算取引が中心になつて、その清算取引が弊害になつたと思うが、少しも正常な安定を維持を投げ出したり、或いは急に砂糖を清算取引の仕事であります。実際今皆

ますと同時に、これは流通機構が自由化されまして取引所が過当の価格が立たれて、その基準の価格が、これはまあ流通統制のない時代におけるなんといふうに思はれますが、これはまあ流通統制のない時代におきましては、これは一つの価格安定の基調になるわけでござりまするの急転回いたしまして、配給統制に入ることになりますと、御指摘のように、現在の取引所の清算取引というものが必要かどうか、価値があるかどうかといふことは、これはまあ再検討をいたさなければならないと思います。

○政府委員(前谷重夫君) この取引所のことでござりますが、只今私が申上げましたのは、普通の配給統制をいたしておりません場合におきましては、一般的に価格の目安としての取引所の機

能が果されておるというわけでござりますが、御指摘のように取引所が過当の価格を立たれて、その基準の価格が、これはまあ流通統制のない時代におけるなんといふうに思はれますが、これはまあ流通統制のない時代におきましては、これは一つの価格安定の基調になるわけでござりまするの急転回いたしまして、配給統制に入ることになりますと、御指摘のように、現在の取引所の清算取引というものが必要かどうか、価値があるかどうかといふことは、これはまあ再検討をいたさなければならないと思います。

○清澤後英君 くどいようですが、自由に置いて動いておると言われるけれども、入つて來るものは自由になつていませんので、入るほうにはちつとも自

は言えないわけであります。国内の流通という面からいたしますと、やはり一つの価格機能というものが取引所にあるわけでございます。そういう意味で申上げたわけでございます。

○東隆君 私はこの機会に、砂糖に非常に関係がある飴、それから澱粉、これは食糧庁の下にあるわけで、而もこれに辛くなるし、甘くもあるのです。が、これの三つについての調和した政策を立てなければ問題にならんと思います。澱粉は御承知のように農林省が大分手持を持つておりますし、それがあなたの三つについての調和した政策を立てなければ問題にならんと思います。澱粉は砂糖の関係で非常に今仕事がむずかしくなつておると思います。戦争中或いは戦後においてはキャラメルが七割は飴を使つておつて、三割が砂糖、今完全に砂糖が七割で飴が三割、こんなよくなつて生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

りまして、その澱粉の消費が水飴を通じまして砂糖との関連があるわけでございますが、現在の状態から申上げますと、現在政府が二千万貫程度の澱粉を持つておりますが、本年度の市況必要がなかろう、と申しますのは、政府が価格を支持いたしておりますが、かかると、現在の市価が上廻りました。が、現に価格で以て政府が買上げるということが出来ますと、本年度産の澱粉をその価格で以て政府が買上げるといつておりますが、現実の市価はその制度によりましたが、現実の市価はその制度によりました。調整によつて消化されておるということで、法律的に一つの制度を設けておる廻つておりまして、農業団体による自主的に上廻つておる、こういう形になつておるわけであります。その澱粉と砂糖との関係は只今御指摘ありましたように、澱粉の大部分といふものは水飴になるわけであります。水飴の使われます製品が菓子等でございまして、やはり澱粉価格と砂糖価格との相関性において、澱粉の消費が伸び、或い砂糖との競合があるわけであります。が、これは消費者の購買力なり、嗜好と関連をいたすわけであります。それで、それは國內において生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

りますが、これを砂糖との関連におきますと、やはり製品の価格及びその品質、消費者の嗜好というふうな関係から、非常に画一的に考えることは必ずかしいわけでございます。やはり申上げたわけでございます。そこで、政府が価格を支持いたしておられますと、現在の市価が上廻りました。が、現に価格で以て政府が買上げるといつておりますが、現実の市価はその制度によりました。調整によつて消化されておるということで、法律的に一つの制度を設けておる廻つておりまして、農業団体による自主的に上廻つておる、こういう形になつておるわけであります。その澱粉と砂糖との関係は只今御指摘ありましたように、澱粉の大部分といふものは水飴になるわけであります。水飴の使われます製品が菓子等でございまして、やはり澱粉価格と砂糖価格との相関性において、澱粉の消費が伸び、或い砂糖との競合があるわけであります。が、これは消費者の購買力なり、嗜好と関連をいたすわけであります。それで、それは國內において生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

りますが、これを砂糖との関連におきますと、やはり製品の価格及びその品質、消費者の嗜好というふうな関係から、非常に画一的に考えることは必ずかしいわけでございます。そこで、政府が価格を支持いたしておられますと、現在の市価が上廻りました。が、現に価格で以て政府が買上げるといつておりますが、現実の市価はその制度によりました。調整によつて消化されておるということで、法律的に一つの制度を設けておる廻つておりまして、農業団体による自主的に上廻つておる、こういう形になつておるわけであります。その澱粉と砂糖との関係は只今御指摘ありましたように、澱粉の大部分といふものは水飴になるわけであります。水飴の使われます製品が菓子等でございまして、やはり澱粉価格と砂糖価格との相関性において、澱粉の消費が伸び、或い砂糖との競合があるわけであります。が、これは消費者の購買力なり、嗜好と関連をいたすわけであります。それで、それは國內において生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

りますが、これを砂糖との関連におきますと、やはり製品の価格及びその品質、消費者の嗜好というふうな関係から、非常に画一的に考えることは必ずかしいわけでございます。そこで、政府が価格を支持いたしておられますと、現在の市価が上廻りました。が、現に価格で以て政府が買上げるといつておりますが、現実の市価はその制度によりました。調整によつて消化されておるということで、法律的に一つの制度を設けておる廻つておりまして、農業団体による自主的に上廻つておる、こういう形になつておるわけであります。その澱粉と砂糖との関係は只今御指摘ありましたように、澱粉の大部分といふものは水飴になるわけであります。水飴の使われます製品が菓子等でございまして、やはり澱粉価格と砂糖価格との相関性において、澱粉の消費が伸び、或い砂糖との競合があるわけであります。が、これは消費者の購買力なり、嗜好と関連をいたすわけであります。それで、それは國內において生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

りますが、これを砂糖との関連におきますと、やはり製品の価格及びその品質、消費者の嗜好というふうな関係から、非常に画一的に考えることは必ずかしいわけでございます。そこで、政府が価格を支持いたしておられますと、現在の市価が上廻りました。が、現に価格で以て政府が買上げるといつておりますが、現実の市価はその制度によりました。調整によつて消化されておるということで、法律的に一つの制度を設けておる廻つておりまして、農業団体による自主的に上廻つておる、こういう形になつておるわけであります。その澱粉と砂糖との関係は只今御指摘ありましたように、澱粉の大部分といふものは水飴になるわけであります。水飴の使われます製品が菓子等でございまして、やはり澱粉価格と砂糖価格との相関性において、澱粉の消費が伸び、或い砂糖との競合があるわけであります。が、これは消費者の購買力なり、嗜好と関連をいたすわけであります。それで、それは國內において生産をされるもの、それに変えて行かねばならん、こいつらがすつかり壊されてしまつた。そして澱粉を農林省はこのままで置くならば、正當に買上を続けて行くならば、澱粉で食糧会計は破産をするだらうといふなことを言われるわけです。だからこの際私はこの三つを中心にして、幸い食糧庁の管下にある仕事でもござりますので、これについてどうしたことをお考えになつておるのかお聞きをいたしたい。

○政府委員(前谷重夫君) 東委員の只今の澱粉の関係でございますが、澱粉は御承知のように、農産物価格安定法によつて政府が買上げておるわけであ

す。特に蚕糸局長も見えておりますから……僅か五千万円の金でありますけれども、蚕糸の関係の予算が五千万円追加されておりますが、これは一体どこに向く分であるか、私特に改めて伺うのは、或るところに行くと、これは養蚕技術員のほうの増員に充てると言う人もあるし、或るところに行くと、これは桑苗のほうの予算に向けるのだ、或いは又これは養蚕農家の病害防除のほうの予算にすると、いろいろ五千円だけをめぐつて皆考えておるところが違つよう聞いておりますが、一体御本尊さんがお見えになつておるから、一つの例として、蚕糸の五千万円追加されたものは何に使うのか、何のために要求したのか、これを承わりたいと思います。

○理事(森田農務君) ちょっとと速記止めて。

午後三時九分速記中止

午後三時二十四分速記開始

〔理事 森田農務君退席、委員長着席〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

続きまして農林関係の税制改正の点を議題といたします。本国会に国税関係の各種法律案及び地方税改正法律案が提出され、これらの法律案は直接間接農林業に至るの關係を持つておるものと思われますので、本日はこれらの法律案につきまして政府当局から説明を聞きまして、当委員会としておるべき措置について協議を願いたいと存じます。

先ず国税関係から説明をお願いいたします。

○説明員(白石正雄君) 今回国税関係の改正といたしましては、所得税法、法人税法、相続税法及び租税特別措置法につきまして、それ／＼一部を改正する法律案を自下提案している次第でござりますが、これらにつきまして農林関係に特別な關係が深いと思われるものにつきまして御説明を申上げたと思います。

先ず所得税法関係でございますが、今回の改正案の中で山林所得につきましての改正を行おうとしております。山林所得につきましては、御承知のように五分五乗の方式によって今まで特課税をするということにしようとしているわけあります。従いまして山林以外の所得を持つておられる納税者のかたにつきましては、累進税率の適用がそれだけ緩和になるわけでありまして、その限りにおきまして軽減になつておるということに考えられるわけであります。

その次は、変動所得の課税に関する問題でござりますが、御承知のように漁業から生ずる所得とか、或いは著作権から生ずる所得といふものにつきましては、現在変動所得といたしまして非常に複雑な方式で課税を行つておるわけあります。従いまして山林以外の所得を持つておられる納税者のかたにつきましては、累進税率の適用をいたしまして、他の所得と区別して課税をするといふことにしておるわけあります。従いまして山林以外の所得を持つておられる納税者のかたにつきましては、累進税率の適用がそれだけ緩和になるわけでありまして、その限りにおきまして軽減になつておるということに考えられるわけであります。

大体現行法においてとつておる様式と同じような方式で五分の一のところの税率で全体の課税が行われる。こういうことに相成るわけでございます。そうしてこの様式は大体現行法においてとつておる様式と同じような方式で踏んでおるわけでござりますが、後年度において変動所得がありました場合に、更にその後年度において生じた変動所得との間の調整をするということを取止めまして、一向限りで今申しましたような方式で課税をして打切りにする、こういうことをしておるわけあります。従いまして後年度との調整ということは、後年度において変動所得が多く出ると、それを計算して打切りにする、こういうことをしておるわけでございます。

それから次は租税特別措置法の関係でござりますが、簡単な問題といたしましては、現行法で漁船の保険の関係につきまして、満期保険というのがございましたが、その満期保険の保険料を払つた場合におきましては、その保険料につきまして、漁船だけについて適用になつておりますが、これが満期保険の保険契約の措置をとつておるわけでございます。これが只今まで総トントン数二十トン未満の漁船だけについて適用になつておりますが、これが漁船の保険料を払つたときに譲渡所得税が課税になるわけであります。ところがその譲渡所得額でも、大体におきましては調整をしない限りにおいて安くなつた、軽減

ります。になる予定でございましたが……、それでこれにつきましても、税法上も二十トン未満を百トンまで拡張しよう、かようにしておるわけであります。

それから次は、農地法の関係の買収に關します。所得税関係で軽減措置をとらうとしております。只今土地改良法とか、河川法とか、都市計画法、こういつたような法律に基きまして、取用が行われるわけでございますが、土地等が取用になりましたときにおきましては、その場合に再評価税の問題と所得税の問題とこの二つが一応生ずるわけでございますが、その取用の場合におきましては、再評価税だけは課税法でなつておるわけでございます。ところが農地法等につきましては、買取が行われた、こういう場合には、只今の措置法の規定が取用ということに相成つておりますので、買取は入らないといふことになつておるわけでございます。併し農地法の規定を検討してみますと、買取という言葉は使つてしまして、そうして買取を決定してその金を供託したというような場合におきましては、所有権が当然に移る、こういふ規定になつておりますので、いわばこの限りにおきましては取用と殆んど変わらないというようになります。そこで今回このようなものにつきましては、現行法の租税特別措置法の規定と同じように所得税は課税しなくて再評価税だけ

の課税にとどめる、こういふ意味の改正をしたい、こういうわけで、今回買収につきましても、取用と同じような取扱いをするという意味の改正をしようとおるわけでございます。

それから次は農林漁業組合関係の問題でございますが、只今措置法の八条の五で、農業協同組合、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、こういつたものにつきましては、特別の非課税の規定が置かれておるわけでございますが、これはほかの協同組合、人税法の九条の六に協同組合につきましては、特別の規定が設けられておりませんが、これらの協同組合の中から特に農業組合再建整備法あるいは農林漁業組合連合会整備促進法の各四条に規定せられておるような条件を満した日までにおきましては、非課税の取扱いをする、こういふように規定しようとしておるところが、これから又自分がそういうふうに規定しようとしておるわけであります。それから又自分がそういうふうに規定しようとしておるだけではなしに、上級の団体、つまり単協から申しますれば、連合会、或いは県単位の連合会から申しますれば全国単位の連合会、こういつたものが整備促進を図つておるという場合におきましては、それが終るまでの間はやはり非課税の取扱いをする、こういふふうな規定を第三項で置こうとしておるわけであります。従いまして、こういつた整備促進、再建整備に直接関連の関連があつてしまして、その点につきましては、この際農林漁業協同組合について、このようないくつかの特別の措置を取扱つておる理由と申しますか、まあその趣旨を法文上明確にすることが適當である、この際農林漁業協同組合につきましては、その金を供託したという趣旨の改正を行おうとしておるわけでございます。そこで出資組合であるところの、今申しましたような農林漁業協同組合のものにつきましては、特に農業協同組合につきまして、こういつた非

業組合連合会整備促進法、こういふよ

うな法律が御承知のようにできておりまして、これによつて特別の整備促進、再建整備を図つておるわけでござりますので、こういつた整備促進、再建整備を図つておるところの整備促進、再建整備に關係のある組合につきましては、特別の非課税の取扱いをしておるわけでございます。

○清澤俊英君 この頂戴しました改正

要綱と今御説明になりました問題とはどういう関係を持つておるか、今日御説明して頂くために要綱をお配りして頂いたのですが、こう見ても少しも

わかりますものは以上の点かと考えます。

○清澤俊英君 この頂戴しました改正要綱と今御説明になりました問題とはどういう関係を持つておるか、今日御説明して頂くために要綱をお配りして頂いたのですが、こう見ても少しも

わかりますものは以上の点かと考えます。

でございますが、農林関係の協同組合につきまして、このような特別の措置におきます取扱いをやつております。従いまして他の協同組合につきましては、やはり現在の法人税法第九条の規定で適用して行くことが適当であろうかと考えておる次第でござります。

○東隆君 今の問題は再建整備法であるとか、その他のものには適用させないようにしようと、こういふ考えのようですが、生活協同組合法のごときは、生みつ放しで殆んど政府は今まで助成も何もやつておらんのです。従つてこれこそ非課税にすべきものであつて、大分これはそちらの方面の御反撃があるだらうと思います。税の総枠においてそんなに違わない、そういうことであるとするならば今回の改正は中止をされたほうがいいと、かように考えておりますが、ただその一点にかつておるわけですね。再建整備法その他のものがないから、平衡をとるためにするのだということによつてほかの協同組合を不當に扱つておるということになりますが、ほんのうちにあります。

○説明員(白石正雄君) 余り同じような答弁を繰返すより恐縮でございますが、ほかの協同組合を不當に扱つておるといふようには、一応私どもお言葉でございますが、考えていないわけでございまして、一応現在の法人税法九条六で取扱つておる課税が適当であろうかと考えておるわけです。それ

ならば農協等について措置法で特殊の非課税規定が更に入つておるということは、これは租税特別措置法でござりますから、鮑くまで臨時措置であると考えられると思うわけでございまして、本来から言えます。従いまして他の協同組合につきましては、やはり現在の法人税法第九条の規定で適用して行くことが適当であろうかと考えておる次第でござります。

○東隆君 私は株式会社とそれから協同組合は目的が違うと思うのです。株式会社の場合は利潤を上げるのが目的なんですが、協同組合は利潤を上げることを目的としておりません。従つて課税して行く、こういうことに取扱うことが適当であるかというように存じておるわけでございます。

○東隆君 私は株式会社とそれから協同組合は目的が違うと思うのです。株式会社の場合は利潤を上げるのが目的なんですが、協同組合は利潤を上げることを目的としておりません。従つて課税して行く、こういうことに取扱うことが適当であるかというように存じておるわけでございます。

○説明員(白石正雄君) 協同組合は普通の株式会社と違うと仰せられます趣旨には私どもその通りと考えられるわけでございまして、それ故にこそ、現行の法人税法におきましては、普通の法人に対する四一%の課税に対しまして協同組合には特別に三五%の特殊

なことを条件としてやるべきことでなくて、協同組合はこうしてやらなければならん。その場合にこの前のときに多分中小企業者等の協同組合はどう

な問題になりますと、これはやはりそれがないわけではありません。従いまして農林関係の協同組合にはそれがないわけではありませんが、それは非常に大蔵省がおとりになつて、そうしてそれに似通つたことを消費者生活協同組合がやつておるわけあります。生活協同組合はあの中に入れ理由があるものである。そういう意味におきまして農林関係の協同組合にならないわけでございますが、臨時に非課税にするか理由があるものである。そういう意味におきまして農林関係の協同組合にならないんだと、こういうことで進められましたよ。そしてその場合に生活効率再建整備とか、整備促進といふよ

うな特殊の法律まで出して國がその再建整備について特別の政策を打立てておりますから、こういつた政策の一環として特殊の非課税取扱になつておるという臨時措置である、こういつた趣旨を明らかにしようとしておるわけであり、こう考えますと、これはやはりこの際再建整備とか、整備促進といふよ

うな問題がこの際としては発見できなかつたら、やはり九条六の方式に乗じて課税して行く、こういうことに取扱うことが適当であるかというように考へておるわけでございます。

○説明員(白石正雄君) 協同組合は普通の株式会社と違うと仰せられます趣旨には私どもその通りと考えられるわけでございまして、それ故にこそ、現行の法人税法におきましては、普通の法人に対する四一%の課税に対しまして協同組合には特別に三五%の特殊

な取扱いをやつておるものと考えるわけであります。現に措置法において、改定せられました協同組合の現行法にいわば介在する法人ではなかろうかと考へるという考え方方に立つて来て、そこで先ほどお話をあつたように大蔵省は再び營利法人と、それから營利を目的としない法人に同じようく税金をかけるという考え方方に立つて来て、

思います。その場合に、生産的な協同組合には利潤に似通つたような面があつて、その活動の実態におきましては、丁度中小企業協同組合その他におきましては、丁度中小企業協同組合その他の見地から又検討すべき問題があるかと考へるわけでござりますが、ただ私どもは課税の実情におきまして消費生

おいて更に措置すべき問題ではなかろ
うかといふように考へておるわけでござ
いまして、そういう意味で、今回の
改正は消費生活協同組合を除外するた
めに行なつたといふように端的に指摘
せられますと、いささかその改正の趣
旨とは違つて来るわけでございまし
て、むしろ消費生活協同組合を対象に
挙げたわけではなくして、およそ協同
組合全般に対しまして、特にこの際農
業協同組合だけを措置法において特別
にした趣旨を明らかにした、かのように
私どもは考へておる次第でございま
す。

○宮本邦彦君 今の御説明になつた法
案には直接関係ないのでございます
が、めつたに見えないから、二点お
伺いいたします。昨年は御存じのよう
に非常に凶作だつたわけです。従つて
今年は凶作地帯の課税の問題やいろいろ
な問題が起つて来るのじやないかと思
うのです。田舎で現に税務署あたり
と折衝しておる話を聞きまするという
と、税務署の御見解と大分食違つてい
る点がもうばつ／＼出て來ているよう
に思います。それで税務署は昨年の凶
作の係数と言いますか、数字と言いま
すか、そういうものは何を基準にして
おやりになるか。税務署の話を聞きま
すといふと、何を基準にしてやつたと
林省の統計調査事務所の凶作の報告
書、調査数字、それから農業共済のほ
うで取扱つておる数字よりも、もつと遙
かに上のものを税務署は基準において
おるようなんですが、何か税務署は特
別な、どういふらな基準をお立てに

なつておいでになるか、それを一遍伺
いたいと思います。

○説明員(白石正雄君) これはむしろ
国税庁のほうで御答弁することが適
当であるかと思うわけでござります
が、私は直接タッチしておりませんの
で、或いは御答弁をなすことが不適當
かと思いますが、税務署といいたしまし
ては、特別の基準というわけではござ
いませんが、まああらゆる資料を総合
いたしまして、最も確実であると思
うものによってやつておるわけでござ
ります。今年の具体的な資料がどの資料
に基いてどうやつておるということに
つきましては、私は只今ちょっと承知し
ておりませんので、又機会ありますれ
ば国税庁のほうから御答弁いたすこと
にいたします。

○宮本邦彦君 私の承わるのは、皆さ
んのほうで税制というようなものの見
地から、そういうものができておるか
どうかということだけ伺いたいのです。
課税をしますときに全然別な考え方
でやつておるか、その考え方だけで
いいのです。これは全然国税庁のほう
で以て、皆さんのはタッチしない
問題だといふならそれでいいのです。
すれば、最も確実であると思うものに
つきましては、一応税法

○宮本邦彦君 ちよつと……私の申
上げたのは自家保有米というのを見
元来自家で消費してしまつて販売しな
いのが原則の米なのです。だから自
家保有米以外の米で以て、当然売られ
るであろうところの米に対しては、こ
れは減収加算の五百円もやはり收入金
額なりを算定するわけでございま
すが、その具体的な数字或いは具体的
によつております資料といつたもの
によつております資料といつたもの
は、どれによつているかということに
つきましては、只今ちよつと私承知い
たしておりませんので、御答弁いたし
かねるわけでございます。

○宮本邦彦君 もう一点だけ。これは
現在税務署では自家保有米に対して
押える場合に自家保有米として自分で
減算するときに、先ず収穫量を押えま
しするときには、自家保有米を計算する。
て、そうして収入金を計算する。こう
いう立場をとりますから、そういう意
味におきまして入り込むことになるわ
けでございます。

○説明員(白石正雄君) 税の立場から
すれば、収入金として入りますものは
すべてこれを一応収入金として計上
いたします。それに必要な経費は必
要な経費として除くという立場からや
つておるわけでござります。ただ超過
供出の奨励金というような、税法上特
別に非課税の取扱いがなされているも
のみにつきましては、これは勿論除
くわけでございますが、そういう意味
におきまして、その名目が何であろう
とも、米の対価といったしまして受取ると
ころの金銭につきましては、一応税法
上非課税の取扱いがない限りにおきまし
ては収入金として計算をする、こうい
う立場に立つておるわけでございま
す。

○宮本邦彦君 ちよつと……私の申
上げたのは自家保有米というのを見
元来自家で消費してしまつて販売しな
いのが原則の米なのです。だから自
家保有米以外の米で以て、当然売られ
るであろうところの米に対しては、こ
れは食つて金銭収入にならないものだ
と、但し、穀物の掘採事業並びに個人
の行う農業及び林業等については現行
を図る外、これは事業税であります
が、「税率の区分について合理化
変抽象的な言葉で書いておるのであり
ます。これは現在事業税につきま
して取り混ぜてやつておりますので、
来るわけでござります。こういつたも
のは、只今のところやはり全体を平均
して取り混ぜてやつておりますので、
そういうた關係で全体の評価の基準に
よつて評価せられるという關係におき
まして、只今御質問のような問題にな
るかと思うわけでござります。

○宮本邦彦君 もう一点。まあはつき
りしないのですが、私の承知つてて消
費してしまつて米だと、そうすると、これ
は食つて金銭収入にならないものだ
と、ところはそういうことじやなくて、
自家保有米といふのは一体食つて消費
してしまつて米だと、そうすると、これ
は原則としてこれは自分で消費して食
つてしまふものなんです。そういうも
のにつきましては、この全体を押えま
しするときに、先ず収穫量を押えま
しするわけでござりますが、併し税
の立場からすれば一応課税の対象にな
りない業界にあります幹部の力が
足りないからだといふうな非難が行
われまして、その結果はむしろ事業税
を撤廃してもらえといふうな運動ま
で起きているのであります。そこで地
方制度調査会や税制調査会におきま
しては、いろいろな非課税規定や税率軽

消費すべきものが入るかどうかといふ
点が先ず第一の問題になるかと思
います。この場合におきましては、農業
関係の所得といいたしまして、次に
でござりますから、従いまして収穫
量を押えるときには全部が入つて來
る。次にその収穫量につきまして、こ
の評価を幾らで押えるか。こういう問
題が次の問題として残るわけでござ
ります。この場合におきまして、これは
売つたものにつきましては、その売つ
たもので評価するということが一応原
則でござりますが、自家保有で売らな
いものにつきましては、その評価の方
法につきまして、やはり問題が起つて
来るわけでござります。こういつたも
のは、只今のところやはり全体を平均
して取り混ぜてやつておりますので、
そういうた關係で全体の評価の基準に
よつて評価せられるという關係におき
まして、只今御質問のような問題にな
るかと思うわけでござります。

○委員長(片桐眞吉君) それでは國稅
關係はこの程度にいたしまして、次に
地方税關係の説明を願いたいと思いま
す。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方税の改
正で農業及び林業に關係いたします
は、主として事業税と固定資産税だろ
うと思います。お手許に地方税法改正
案要綱が附付されておりますので、そ
の箇所を指摘して極く簡単に御説明し
て行きます。なお御意見等がございま
したら、それに従いまして更に説明を
いたします。

つたわけであります。併しながら個人の行う農業や林業は主として自家労力を用いて行う事業だから、そういう見地で今後も課税すべきではない、こういうふうな考え方をとつたわけであります。半面法人の行う農業や林業に対する事業税の課税でありまして、現行事業税におきましては、積立金が出資総額の四分の一になりますまでは事業税を課さないということにいたしております。ところが法人税の面におきましては、積立金が出資総額の四分の一になるまでは積立金の部分だけは法人税を課さないということになつてゐるわけであります。原則として法人税や所得税に方式を合せて行きたいでありますけれども、法人税までにするのではなくて、とにかく積立金が出資総額の四分の一になるまでの各種協同組合につきましては、なおその基礎の強化を図つて行く必要がある、そういう意味においては積立金に繰入れられたものについては課さないのみならず、更に翌年度に繰越して行かれようと、公租公課に当たられようと、どんな使い方をされようとこれは課さない、併しながら外部に配当として交付されたものはこれは課税の対象に入れよう、こういう考え方をとつたわけであります。又外部に配当として交付されますものに課税いたしませんと、四分の一になればどんく外部へ配当として交付して行く、そなれば折角基礎の強化を考えているにかかるわらず、いつま

そこで、両者を勘案いたしまして、今申しましたような措置に切替えようといった所であります。

次は固定資産税の問題題であります。が、六頁の終りから六行目のところ、「昭和二十九年度分に限り百分の一・五」、現行は百分の一・六であります。これに引下げて制限税率現行百分の三を存続いたします。土地に対する固定資産税の税率を引下げようとしているわけであります。それから七頁の初めから四行目「左の固定資産に対して課する固定資産税については、その課税率について、それく特例を設け、負担の軽減を図るものとする。」その中の(1)の中に「発電、変電又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産や電気の供給、物資の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の探採を業とする者並びに、これ以下でありますが、「農山漁村電気導入促進法に基く農林漁業団体がそれくその用に供するもの」、こういう農林漁業団体が持つておりまする発電施設に對しまする固定資産税の課税は、最初の五年度分は三分の一に引下げ、その後の五年度分の一に引下げ、そのあととの五年度分は三分の二に引下げるというふうなことにいたしたいと考えてるのであります。で、終りから三行目に書いてありますように、但し昭和二十九年暦年分に限り、六分の一に引下げることにいたしております。

その次が、八頁の一番終りの行に書いてあるところであります。外航船並み又は国際路線に就航する航空機は三三の一つの固定資産税にするわけなん

船は含ませることにいたしております。それから九頁の初めから五行目であります、償却資産の免税点を五万円に引上げる、と言いますのは、例えば農家の持つておりまする機械なんかにつきましても、現在では三万円以上であれば課税がされる、併し五万円以上でなければ課税されないようになります。なお細かいことありますが、もう一つ、この中に書いておりません事柄で、農業共済組合及び同連合会が所有し、且つ經營いたしまする畜産診療所に対しましては、固定資産税を二十九年度からは課さないことにしようといたしております。

國の援助につきましては大いにやるべきだらうと思いますし、それから援助として別途にやつて頂けんだけれどかと、こういうような考え方を私は税務行政上持つて参つておるわけあります。

○重政蔵省
恐らく大蔵省の諸君、税務関係の諸君は見たことはないだろうと思う。これはもう少し農林関係のこらいう零細農民に対する感覚を持つてもらわねば困ると私は思う。ほかの營利を目的としておる大きい電気会社と同じウエーで取扱つておる。これが私は根本的に誤まつておると思う。もう一度見て来年度訂正したらどうですか、よく調査して……。

○政府委員(奥野誠貞君)
御意見はよく承わつておきます。

○河野謙三君 協同組合の課税の問題で、これはここであなたと議論しても仕方がないんだが、ただ一心中上げておきますが、これは根本問題に繋がなければ駄目だと思うのです。日本の農村というのは、今の資本主義の下において成り立たない日本の農村なんだ、そこで要するに農業協同組合というものが必要となり、そこに政府がいろいろの保護を与えておる。勿論協同組合の經營の実情において役員その他に非常によじめな者があつたり、農業協同組合の本質を知らないで、あたかも營利会社を運営するかのような氣持でやつておるのがあります。ありますけれども、その問題をとらえて農業協同組合を一般の事業体と同じように課税の対象に考えるということは、これは私は根本的に間違いだと思います。そ

したか、又同時にそういうふうな日本の農業の特質と、それから生れて来る日本の農村における農業協同組合。こういうものについての議論があつたら、どういう議論があつたか、又議論がなければあなたの御見解を一つ承りたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 農業協同組合だけじやございませんで、各種協同組合につきましては、地方税の面におきましてもできる限りこれを側面的に規正して行きたいという考え方は出しているつもりであります。併しながら、このような特例を設けておりますことが、又他の業界から非常な批判を受けております。私たち税制を立案いたしまする際に、事ごとにこのような協同組合に対する特例を他の一般業界にも押し及ぼせというふうな意味で随分いじめられるのであります。ただしやどういうふうな特例を設けているかと申しますと、一つは、各種協同組合の事務所と倉庫には固定資産税を課さないことにしております。それから病院、診療所にも固定資産税を課さないことにしております。それから只今申上げました事業税の面につきましては、積立金が四分の一になりますまでは外部に出たもの以外は課さない、所得が外部に出れば課税をするけれども、外部に出ないで何に使おうと不間に付しておる、こういうふうな考え方をとつておるわけであります。

この辺が税の面で考慮を払う最大限度といふふうな考え方を持つておるのであります。これ以上更に課税上の特例を認めて行くということは、国民相互

りますが、この外航船舶の中には遠洋

とはございません。ただ他の発電施設

改
いう点について根本的な議論、今まで

間に何か階級的な区分を持つような感じを与える面もありまして、非常に税務行政の田舎なる運営に支障を来たすのではないか、こういうような考え方を持つております。

○河野謙三君 私はここで議論しようとは思ひませんけれども、ちよつと御答弁がありましたから申上げますけれども、他の業界でいろいろな批判がある、その批判に応えること自体が、他の業界と農業協同組合とくもの本質的に同じものに考えておるところに私は間違いがあると思う。全然これは性格の違うものなんで、全然別の社会のものです。他の業界とは全然別の社会にあるものが農業協同組合、私はそれがどうのうで、日本のよゐな非常に資本主義的に成立たない農業經營の国では、他の事業体と農業協同組合といふものをやや混同している傾きがあると思う。私は何も外国に行つたからと言つて博学振りを發揮するわけではない。私自身も聞きます。方々で……。

関係ないけれども、そういう本質論に触れてものを考へるということはやらないですか、農業協同組合の堕落とか、腐敗とかは全然別の問題です。

○政府委員(奥野誠亮君) 農業協同組合の特殊性といふものも認識しておる。だから、政府案では或る程度特例規定を置いておるのだというふうに御了解いたいと思います。

○河野謙三君 いや、それは要するに幾らか特例を置いておる。私は特例はあることは認めていますよ、認めるけれども、併し本質的に他の業界の事業本質的には同じに考えておられるのですか、売つたり買つたりするから、やはり同様に考えておりません。ただ非常に基礎は生理休暇をもらひ、産前、産後には生休暇をもらひ、百姓にはそぞううふうにしてくれそなうなものだ、こういふことを百姓が言います。私は百姓たちは一つの事業主であるから、そういうふうにしても、市町村の経費分担の思想で或る程度の負担をして頂いておる。併し現実にはそういふうな分担の思想で或る程度の負担をして頂けるだけだろうか、こういうふうな方には根本的に別途に持つております。

○河野謙三君 基礎が固まつて來たところが固まつたかどうか、あなたも御承知のように、二年か三年目くらいに必要な協同組合に高い理想を持たしておけば、そこに協同組合が配当したからと本質が違うからいかんと思う。併し基礎が固まつたかどうか、あなたも御承認で、私はこれを一つ先ほど河野委員の話題を協同組合に分担させるといふところを聞いたように、こういふか者がおるところまで私ははなななければ、本協同組合ではないと思う。そういうふうに、まさに私がこのままではななれば、本協同組合ではないと思つた。これらを聞くまでもう、協同組合は……。それを飽くまでやろうとするところに、私は協同組合そのものを間違つて解釈しておるの

○清澤俊英君 私も附け足して申上げたいことは、手数料等も大体利益と見れば、そこに協同組合が配当したからと、そのように、二年か三年目くらいに必要な協同組合に高い理想を持たしておけば、そこに協同組合が配当したからと、本質が違うからいかんと思う。併し基礎が固まつたかどうか、あなたも御承認で、だから税金を少しもらえたから、だから税金を少しもらえたからと、おうじやないかと、うござはります。これは併しあなたから見れば、組合は御承認の通り組合費をかけて持つておるのである。ところが品物の配給を受けたものまで、そういう経費を全部平均の組合費で持つということは無理だから、受けた量によつて組合費であつて、農民の懐ろから出る一

う、どこかでこれを披露してもらいたい、私はこれを頼んでおきます。

○東隆君 今のと同じ問題ですが、農業協同組合が黒字になつて、その黒字によつてその村の社会保障的なものは協同組合の一つの仕事として私はやるようにならなければいかんと思う。そこまで国が協同組合を育成しなければいけん、こういう私は一つの理想を持つておる。よく農村に行きますと、会社に勤めている人は病気をするいろいろな補助をもらう、月に一回女の子は生理休暇をもらひ、産前、産後には生休暇をもらひ、百姓にはそぞううふうにしてくれそなうるものだ、こういふことを百姓が言います。私は百姓たちは一つの企業であるから、君ども一つの企業であるから、君どもといふことを百姓が言います。私は百姓たちは重ねて御説明申さして頂きます。國稅の場合は積立をした部分については課税をしないといふ方針をとつて行つてゐるわけであります。今度私たちが事業税の中に規定しように、非課税を徹底的にやるべきものなんです。赤字はたくさん取らなければ赤字になる。それが協同組合の本質なんですが、だから黒字といふのは、これ

○政府委員(奥野誠亮君) どうも余り議論を申上げても恐縮なんあります。が、多少誤解があるのじやないかと思ひます。國稅の場合は積立をした部分については課税をしないといふ方針をとつて行つてゐるわけであります。今度私たちが事業税の中に規定しように、非課税を徹底的にやるべきものなん

○森田豊壽君 大分皆さんから私の言ふとんとするところを言つて下さいま

たので、余り言いたくないのではありませんが、出資に対する配当をするということが外部に対してもやることだと言いますが、組合員の精神というものは家の中のことです。組合員といふものがあつて組合ができた、組合をこしらえておいて株を募集したものじやない。從つて組合が組合員に配当したと云うことは、これは制限が御承知の通りある。制限というのは、制限規定をこしらえたことについてはいろいろ議論もありましょが、五分以上の配当はできないことになつておる。外部に流そくと思つてもそれ以上は流せないはずであつて、而も五分の配当なるもの、これは出資者のうちですよ。出資者は幾ら多く出資しても株式会社とは違つて御承知の通り平等なんです。一口持つている者も十口持つている者も権利は同じであります。従いまして、そこに対する出資というお互いの利用される上での分配をするというときには、多く出した者に対する制限のある分配を受けておるというに過ぎないのです。組合員に又寄附なんていふのはできないことでもあります。親が子に当たがつただけであります。親が子に當たがつただけであります、これは同じものだと考えるべきが当然であり、それによつて大家族を組織して、大家族という言葉は悪いかも知れませんが、その区域々によつて組合法に従いましてやつておるわけあります。組合員は同じだと見なければならんと思うのであります。それを外部に流したということに

考へると、これはちよつと考え方が根本的に違うのではないかと、こう私が思ふのですが、出資が外部へ流れたということは決してない、出資者があつて組合があるのですから、ほかもう一つのもののように断じて転売のできる株式とは違うのです。その土地に住まない者が、又農業を営むざる者が持つことはできないのです。先ほどから皆さんが根本的な議論をしておられるゆえんもそこにあると思うのです。この点をしつかり一つ考えて頂かないと、出資をしたことは、これは外部に流したという観念とは根本的に違うと思いますが、この点は一つ是正して頂きたい私は思ふのです。それに対する御意見は如何でしょか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは先ほど多くの方々から御意見がございました、御意見に対しまして全般的にどうも養成の立場にないわけであります。併しお話になつておりますと、組合の配当ということは株式の配当と違つて、配当したことは外部に出したことになるのですか。

○森田豊壽君 配当をしたということもよくわかるのです。申上げましたのは、法人格を持つた協同組合から言つた場合の外部であります。併しお話になつておりますと、組合の配当ということは外部に出したことになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私が外部と申上げましたのは、法人格を持つた協同組合から言つた場合の外部であります。言葉が適当でございませんけれども、出資に応ずる配当金と申上げたほうがいいのではないかと云ふに思ひます。頭から農業協同組合に事業税は課さないのだ、こういうやり方をとるよりは、出資に応じた配当金以外のものは全部損金にて行くの立場に立つておられるようであります。これに対しまして、私たちは農業協同組合等の育成を課税の面においてもできるならば考慮を払つて行かなければならぬ。併し農業協同組合も市町村の構成分子であり、府県の構成分子なんだ。だから府県を構成し、市町村を構成する一員として可能な範囲において経費分担に応すべきではない。又全面的に課税をしないといふことになりますと、他の多くの面から

も課税に對して協力を来て來ない。農業協同組合は一文も負担してないのです。だから、我々に課税をすることは穩当でありますから……、出資が外部へ流れたということは決してない、出資者があつて組合があるのですから、ほかもう少し大蔵省のかたも考えて頂ければ、今の協同組合に對する課税、非課税の問題ははつきりするんじやないかと思いますが、これは議論すればきりがないことで、ばかりはばかりなりに幾つて、外部という言葉を使うのはおかしいと思う。

○鎌木一君 私もそのばか者の一人なんですが、ございまして、農業協同組合で働く人たちが飯を食つて来たばかりの一人なんですが、今の政府委員のかたが、外部々々といふうな考え方を持つておるわけでもあります。

○森田豊壽君 私もそのばか者の一人なんですが、國稅、地方稅を通ずる問題で、農業協同組合の課税として、外部々々といふうな、外部との対照として、内輪の者に對して分配され、分配も配当も同じでありますよ、それが、そういう関係にあるわけであつて、外部という言葉を使うのはおかしくないと思います。

○委員長(片柳眞吉君) これはどうでしょか、國稅、地方稅として、農業協同組合の課税としまして、内輪の者に對して分配され、分配も配当も同じでありますよ、それが、そういう関係にあるわけであつて、外部といふうな言葉を使うのはおかしくないと思います。

○委員長(片柳眞吉君) これはどうでしょか、國稅、地方稅として、農業協同組合の課税としまして、内輪の者に對して分配され、分配も配当も同じでありますよ、それが、そういう関係にあるわけであつて、外部といふうな言葉を使うのはおかしくないと思います。

○委員長(片柳眞吉君) これはどうでしょか、國稅、地方稅として、農業協同組合の課税としまして、内輪の者に對して分配され、分配も配当も同じでありますよ、それが、そういう関係にあるわけであつて、外部といふうな言葉を使うのはおかしくないと思います。

○鷲澤俊英君 これについては大体説明を頂戴しましたが、只今頂戴しております資料では本当の御説明の部分が欠けておりますので、項目だけによろしく、この部分がこう変つたといふ説明は抜きにしてもらいたいから、そういう資料を至急整えて配付してもらいたいと思います。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

○鷲澤俊英君 これについては大体説明を頂戴しましたが、只今頂戴しております資料では本当の御説明の部分が欠けておりますので、項目だけによろしく、この部分がこう変つたといふ説明は抜きにしてもらいたいから、そういう資料を至急整えて配付してもらいたいと思います。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、これまでましたが、根本問題に触れる事項がありますので、近い機会に所管大臣に来てもらつて、更に質疑を願うことになります。

○委員長(片柳眞吉君) ではそぞういふこといたしたいと思います。

○鷲澤俊英君 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

請願者 神奈川県畜産課内社
団法人神奈川県獣医師
会長 島崎重太郎外三
十二名

紹介議員 曾祢 益君
この請願の趣旨は、第一二八八号と同じである。

第一二八九号 昭和二十九年二月十
日受理

請願者 福岡県宗像郡福岡町
四、五〇〇社団法人福
岡県獣医師会長 原増

獣医師法第十七条改正反対等に関する請願

紹介議員 大達 茂雄君
政府は今回の行政機構改革に伴い装飾師免許制度を廃止するよしであるが、もしこれを廃止すれば役畜の完全な護蹄は望むことができず農業の生産力を低下させ、また小運輸力にも大打撃を与えるばかりでなく、装飾師の既得権を奪うものであるから、本制度を廃止することなく存続せられたいとの請願。

第一二三六二号 昭和二十九年二月十
二日受理

農業改良普及員増員等に関する請願

請願者 東京都港区芝三田小山
町三 秋山要

紹介議員 三橋八次郎君
獣医師法に関しては、法第十七条中、「犬猫の診療業務の対象家畜中「犬猫」の削除は、(一)獣医師以外の者に平素、犬猫の診療を取り扱い得る余地をこすることは狂犬病の診療予防上由々しい事態を生ずるおそれがある、(二)都市開業者は専ら犬猫を対象とし獸医業を営んでおり、これ等には疾病の種類も多く診療上特殊技能を必要とする、(三)鶏には伝染病、寄生虫病多く、獸医師の診療対象から除外するときは早期対策の期を失し、産業経済上容認ならぬ事態の生ずるおそれがある等の理由により反対であり、また厚生省公衆衛生局環境衛生部乳肉衛生課の廃止もしくは他課との併合及び家畜保健衛生所法の廃止、家畜保健衛生所の地方移譲等には反対であるとの請願。

価格安定法の裏付予算が全額削除されているが、農産物の価格安定はここ数年来外国食糧の大量輸入と相まって急速にたかり生産農民の一大関心事となつており、現に本年度においても前年度を大幅に上回る食糧輸入量が計上されているときこれが予算の削除は本年度産かんじよの需給調整に多分の暗影を投しているから、農産物価格安定法の裏付予算を当初要求額通り復活せられたいとの請願。

度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの請願。

第一四三二号 昭和二十九年二月十
五日受理

農作物病害虫防除助成費増額に関する請願

請願者 愛媛県松山市南堀端町一
一愛媛県連合農村青年会議内
川原盛行

政府は昭和二十九年度予算編成に当たり各種補助金の打切りおよび削減を断行したが、農業改良ならびに生活改良普及金を増額すること、及び農林省改良發展推進の重要性にかんがみ、(一)改良普及員の増員を行うこと、(二)普及事業に対する補助率を従来通り復活し、補助金を増額すること、及び農林省改良局の普及部、研究部を存続せられたいとの請願。

度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの請願。

第一四〇六号 昭和二十九年二月十
五日受理

農作物病害虫防除助成費増額に関する請願

請願者 松山市南堀端町一一愛
媛県農村青年会議内 川原盛行

昭和二十九年度予算案によると、農作物病害虫防除助成費は、大幅に削減されたが、これは、全国農民の期待を裏切り、かつ食糧生産の低下にますます拍車をかけるものであるから、昭和二十九年度予算案に農作物病害虫防除助成費を大幅に計上せられたいとの請願。

度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの請願。

第一四〇五号 昭和二十九年二月十
五日受理

農作物価格安定法の予算に関する請願

請願者 松山市南堀端町一一愛
媛県農村青年会議 内川原盛行

昭和二十九年度予算案によると、農作物病害虫防除助成費は、大幅に削減されたが、これは、全国農民の期待を裏

度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの請願。

第一四〇七号 昭和二十九年二月十
五日受理

急傾斜地帶農業振興臨時措置法の予算に関する請願

請願者 松山市南堀端町一一愛
媛県農村青年会議 内川原盛行

昭和二十九年度予算案によると、農作物病害虫防除助成費は、大幅に削減されたが、これは、全国農民の期待を裏

度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの請願。

第一四〇八号 昭和二十九年二月十三
日受理

陳情者 岩手県盛岡市菜園二三岩
手原指導農業協同組合連合会長理事 定盛兼助外二名

政府は獣医師法第十七条の対象家畜から、犬、猫、鶏を除くようにしてい

るが、これは公衛衛生、家畜防疫ならばに畜産振興をはなはだしく阻害するばかりでなく社会不安を増大し、かつ獣医師の生活権にも重大な影響を与えるものであるから、本法の一部改正には絶対反対であるとの陳情。

第三六〇号 昭和二十九年二月十三
日受理

陳情者 岩手県盛岡市菜園二三岩
手原指導農業協同組合連合会長理事 定盛兼助外二名

政府は獣医師法第十七条の対象家畜から、犬、猫、鶏を除くようにしてい

るが、これは公衛衛生、家畜防疫ならばに畜産振興をはなはだしく阻害するばかりでなく社会不安を増大し、かつ獣医師の生活権にも重大な影響を与えるものであるから、本法の一部改正には絶対反対であるとの陳情。

紹介議員 勇君 昭和二十九年二月十
日受理

第三八七号 昭和二十九年二月十六日受理

農業改良普及員増員等に関する陳情

陳情者 佐賀県神埼郡城田村婦

田中文太郎外二百九十四名

農業改良並びに生活改良普及發展推進の重要性にかんがみ、(一)普及事業費に対する補助率を削減しないこと、(二)補助金の平衡交付金組入れをしないこと、(三)機構改革による改良局の部制を廃止しないこと、(四)生活改良普及員の早急増員等の実現を図られたいとの陳情。

第三九四号 昭和二十九年二月十七日受理

公営競馬の民営移管反対に関する陳情

(二通)

陳情者

東京都千代田区九段一ノ

四特別区競馬組合議会事

務局内 高松八百吉外七

十名

地方競馬の民営移管の法律案が、今国会に提出される由であるが、地方競馬は地方公共団体における最大の税外収入として地方財政に寄与し地方自治体の運営上欠くことができないものであり、また民営に移管した場合、競馬の実施面および益金の処理等についても適正を欠く事態を招来し、大衆の支持を失い、延いては競馬の裏側をきたす原因になるから、地方競馬は、民営に移管する重大な理由の存しない限り公営方式により運営されることが最善の方法であると思われるから民営移管には反対であるとの陳情。

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局